

次のとおり事後審査型一般競争入札（電子入札）に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

平成29年4月28日

あいち小児保健医療総合センターセンター長 服部 義

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

あいち小児保健医療総合センター本館改修工事に係る基本計画・基本設計・実施設計業務一式

### (2) 調達案件の仕様等

別添契約書、業務委託仕様書等によります。

### (3) 業務期間

契約日から平成30年1月31日（水）まで

### (4) 業務場所

あいち小児保健医療総合センター  
大府市森岡町七丁目 426 番地

### (5) 入札方法

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（CAL/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

その他、詳細な入札方法等は愛知県建設部建設工事等電子入札実施要領（平成26年4月1日施行）によります。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は1回とします。ただし、開札の結果、予定価格超過により落札者がいない場合は再度入札を行います。再度入札の回数は1回までとします。

入札書に併せて必ず業務費内訳書を送信してください。

(ア) 再度入札を実施する場合は、原則、開札終了後から翌日（土・日・祝日に当たる場合は次の平日）の正午までに行うものとし、日時については、電子入札サブシステムにより通知します。

(イ) 失格となった入札者は、再度入札に参加することはできません。

(ウ) 1回目の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することはできません。

## 2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県病院事業庁が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) この公告の日現在、愛知県建設部が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務のうち建築設計に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (5) 平成 28・29 年度の愛知県建設部における入札参加資格の認定において、認定された建築設計業の総合点数が 280 点以上であること。
- (6) この公告の日から過去 10 年間に、200 床以上の病院の新築・増築・改修工事に係る設計業務を元請け又は設計共同体の代表（出資比率 50% 以上の場合に限る。）として行った実績があること。
- (7) 愛知県内に本店、支店又は営業所等を有する事業体であること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の 9 規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

### 3 入札説明書の交付方法等

#### (1) 入札説明書の交付方法

本公告日より、下記のポータルサイトからダウンロードしてください。

ポータルサイト：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

（「入札情報サービス」－「入札公告」－「検索（調達機関は愛知県、部署課所名はあいち小児保健医療総合センター）」

#### (2) 本公告及び業務委託仕様書等に対する質問及び回答

ア 本調達案件に対する質問は、文書により提出してください。（様式自由。ただし、あいち小児保健医療総合センター長あてとして、代表者名により提出してください。）FAXによる提出も可能とします。（必ず、電話で着信確認をしてください。）

##### (ア) 提出場所

あいち小児保健医療総合センター事務部事業グループ

大府市森岡町七丁目 426 番地（郵便番号 474-8710）

電話 0562-43-0500 内線 3405 FAX 0562-43-0513

##### (イ) 提出期間

平成 29 年 4 月 28 日（金）から平成 29 年 5 月 11 日（木）まで（日曜日、月曜日を除く。）

ただし、持参する場合は、上記期間の午前 9 時から午後 5 時までとします（正午から午後 1 時までを除く。）。

イ 上記の質問に関する回答は、ポータルサイト入札情報サービスの入札公告ダウンロードページに掲載する。

#### 4 入札参加申込書の提出期間

- (1) 入札に参加を希望する者は、参加申込書を電子入札システムにより提出しなければなりません。  
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。  
提出された証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。
- (2) 参加申込書の提出期間  
平成29年4月28日（金）午前9時から平成29年5月17日（水）午後5時まで  
（電子入札システムの稼働時間は、土曜日、日曜日を除く午前8時から午後8時まで）
- (3) 期限までに参加申込書を提出していない者は入札に参加することができません。

#### 5 電子入札書及び業務費内訳書の提出期間等

- (1) 電子入札書及び業務費内訳書の提出期間  
平成29年5月23日（火）午前9時から平成29年5月24日（水）午後5時まで（入札書受付締切日時）の間に電子入札システムにより提出すること（電子入札システムの稼働時間は、土曜日、日曜日を除く午前8時から午後8時まで）。  
なお、提出期間内に到達のない入札者は無効不参加とします。
- (2) 開札予定日時及び場所  
平成29年5月25日（木）午前10時  
あいち小児保健医療総合センター事務部

#### 6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金  
愛知県病院事業庁財務規程 143 条及び 144 条による
- (3) 入札の無効
  - ア 愛知県病院事業庁財務規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号。以下「財務規程」という。）第142条（入札の無効）及び愛知県建設部建設工事等電子入札実施要領第15条（電子入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。
  - イ 業務費内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、業務名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、当選入札は無効とします。
- (4) 落札者の決定方法
  - ア 財務規程第147条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
  - イ 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものが2者以上ある場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。
  - ウ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格をもって入札した者をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行う。
  - エ 落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約書の内容に適合した履行がなされな

いおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者とします。

- (5) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適合通知書の通知日の翌日から起算して5日（日曜日、月曜日を除く。）以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から5日以内（日曜日、月曜日を除く。）に書面で回答します。

- (6) 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

- (7) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1（1）アに規定する調達契約からの排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することができる。

- (8) 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

- (9) 契約書作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、別添契約書案により遅滞なく契約を取り交わすものとする。

- (10) 契約保証金

愛知県病院事業庁財務規程第115条及び116条による。

- (11) 問い合わせ先

3(2)ア(7)に同じ。